

令和8年度

松島町各種会計予算

松 島 町

目 次

松 島 町 一 般 会 計 予 算	1
松島町国民健康保険特別会計予算	11
松島町後期高齢者医療特別会計予算	15
松島町介護保険特別会計予算	19
松島町介護サービス事業特別会計予算	23
松島町観瀾亭等特別会計予算	27
松島町水道事業会計予算	31
松島町下水道事業会計予算	33

松島町一般会計予算

議案第 21 号

令和 8 年度松島町一般会計予算

令和 8 年度松島町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6, 796, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 3 月 3 日提出

松島町長 櫻 井 公 一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金	額										
1 町	税		1,742,551										
	1 町	民	税	557,158									
	2	固	定	資	産	税	950,045						
	3	軽	自	動	車	税	41,679						
	4	町	た	ば	こ	税	86,400						
	5	入		湯		税	38,190						
	6	都	市	計	画	税	69,079						
2	地	方	譲	与	税		57,740						
	1	地	方	揮	発	油	譲	与	税	10,700			
	2	自	動	車	重	量	譲	与	税	41,240			
	3	森	林	環	境	譲	与	税	5,800				
3	利	子	割	交	付	金		2,688					
	1	利	子	割	交	付	金	2,688					
4	配	当	割	交	付	金		8,615					
	1	配	当	割	交	付	金	8,615					
5	株	式	等	譲	渡	所	得	割	交	付	金	15,040	
	1	株	式	等	譲	渡	所	得	割	交	付	金	15,040
6	法	人	事	業	税	交	付	金		27,601			
	1	法	人	事	業	税	交	付	金	27,601			
7	地	方	消	費	税	交	付	金		372,283			
	1	地	方	消	費	税	交	付	金	372,283			
8	ゴ	ル	フ	場	利	用	税	交	付	金	20,000		
	1	ゴ	ル	フ	場	利	用	税	交	付	金	20,000	
9	自	動	車	取	得	税	交	付	金		1		

	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		1
	1 環境性能割交付金	1
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		18,400
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	18,400
12 地方特例交付金		29,000
	1 地方特例交付金	29,000
13 地方交付税		2,264,000
	1 地方交付税	2,264,000
14 交通安全対策特別交付金		1,290
	1 交通安全対策特別交付金	1,290
15 分担金及び負担金		11,106
	1 負担金	11,106
16 使用料及び手数料		86,464
	1 使用料	57,045
	2 手数料	29,419
17 国庫支出金		561,062
	1 国庫負担金	465,798
	2 国庫補助金	90,523
	3 委託金	4,741
18 県支出金		560,551
	1 県負担金	240,864
	2 県補助金	296,441
	3 委託金	23,246
19 財産収入		15,298

款	項	金	額
	1 財 産 運 用 収 入		15,295
	2 財 産 売 払 収 入		3
20 寄 附 金			200,001
	1 寄 附 金		200,001
21 繰 入 金			479,486
	1 特 別 会 計 繰 入 金		3
	2 基 金 繰 入 金		479,483
22 繰 越 金			30,000
	1 繰 越 金		30,000
23 諸 収 入			152,122
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等		500
	2 町 預 金 利 子		41
	3 貸 付 金 元 利 収 入		80,553
	4 受 託 事 業 収 入		17,701
	5 雑 入		53,327
24 町 債			140,700
	1 町 債		140,700
歳 入	合 計		6,796,000

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		114,239
	1 議 会 費	114,239
2 総 務 費		1,252,432
	1 総 務 管 理 費	1,035,499
	2 徴 税 費	124,397
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	70,846
	4 選 挙 費	10,112
	5 統 計 調 査 費	9,637
	6 監 査 委 員 費	1,941
3 民 生 費		2,128,217
	1 社 会 福 祉 費	1,448,518
	2 児 童 福 祉 費	679,689
	3 災 害 救 助 費	10
4 衛 生 費		542,629
	1 保 健 衛 生 費	225,996
	2 清 掃 費	316,633
5 労 働 費		53,126
	1 労 働 諸 費	53,126
6 農 林 水 産 業 費		314,391
	1 農 業 費	238,163
	2 林 業 費	51,826
	3 水 産 業 費	24,402
7 商 工 費		186,023
	1 商 工 費	186,023

款	項	金額
8 土 木 費		7 3 0 , 9 6 5
	1 土 木 管 理 費	1 1 1 , 6 4 1
	2 道 路 橋 梁 費	1 0 2 , 4 7 4
	3 河 川 費	2 , 9 4 9
	4 港 灣 費	4 5
	5 都 市 計 画 費	4 9 7 , 0 8 9
	6 住 宅 費	1 6 , 7 6 7
9 消 防 費		3 1 3 , 0 0 2
	1 消 防 費	3 1 3 , 0 0 2
1 0 教 育 費		6 3 4 , 7 7 4
	1 教 育 總 務 費	1 2 2 , 1 3 0
	2 小 学 校 費	1 2 2 , 1 3 2
	3 中 学 校 費	5 6 , 2 2 7
	4 社 会 教 育 費	1 1 3 , 2 7 6
	5 保 健 体 育 費	1 5 4 , 1 2 4
	6 幼 稚 園 費	6 6 , 8 8 5
1 1 災 害 復 旧 費		2 , 5 0 0
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1 , 0 0 0
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1 , 0 0 0
	3 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	5 0 0
1 2 公 債 費		5 1 3 , 7 0 2
	1 公 債 費	5 1 3 , 7 0 2
1 3 予 備 費		1 0 , 0 0 0
	1 予 備 費	1 0 , 0 0 0
歳 出	合 計	6 , 7 9 6 , 0 0 0

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
						千円
中小企業振興融資	令和8年度貸付分損失補償	令和8年度から	令和21年度まで			4,200
令和8年度貸付	合併処理浄化槽設置等改造資金利子補給金	令和9年度から	令和13年度まで			110
令和8年度貸付	合併処理浄化槽設置等改造資金損失補償	令和8年度から	令和13年度まで	融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過しても、なお元本及び延滞利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額		
自動車	リース	令和9年度から	令和15年度まで			13,168
印刷機	リース	令和9年度から	令和14年度まで			2,380
自動体外式除細動器	リース	令和9年度から	令和14年度まで			2,576
IP無線機	賃貸借	令和9年度から	令和14年度まで			5,389
教育用コンピュータ	リース	令和9年度から	令和14年度まで			16,500
コンビニ交付システム	クラウド保守業務	令和9年度から	令和13年度まで			20,330
複合機	リース	令和9年度から	令和13年度まで			1,573
基幹系システム	賃貸借	令和9年度から	令和12年度まで			34,965
役場庁舎エレベーター	保守点検業務	令和9年度から	令和11年度まで			1,248
役場庁舎自動ドア	保守点検業務	令和9年度から	令和11年度まで			240

事 項	期 間	限 度 額
固定資産税評価替えに伴う路線価等メンテナンス業務	令和9年度から 令和11年度まで	千円 32,219
ひとりぐらし老人等緊急通報システム管理業務（携帯端末利用型）	令和9年度から 令和11年度まで	4,278
バスリース	令和9年度から 令和11年度まで	3,205
留守家庭児童学級サテライト室運営等業務	令和9年度から 令和10年度まで	25,870
広報まつしま印刷業務	令和9年度	4,460
議会会議録反訳業務	令和9年度	601
公共施設等総合管理計画更新業務	令和9年度	5,434
都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定業務	令和9年度	18,000
地域防災計画改定業務	令和9年度	4,400
保健福祉センターマッサージチェアリース	令和9年度	41
保健福祉センター紙折機リース	令和9年度	13

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地上デジタル放送無線共聴 施設整備事業	千 47,700	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	4.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資 金について、利率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者と協定するものとす る。ただし、町財政の都合により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は繰上げ償還もしくは低利に 借換えすることができる。
施設整備事業	8,700	同 上	同 上	同 上
過疎地域持続的 発展特別事業	35,000	同 上	同 上	同 上
漁港整備事業	10,800	同 上	同 上	同 上
道路整備事業	9,000	同 上	同 上	同 上
公園整備事業	25,000	同 上	同 上	同 上
緊急防災・減災事業	2,900	同 上	同 上	同 上
保健体育施設整備事業	1,600	同 上	同 上	同 上
計	140,700			

松島町国民健康保険特別会計予算

議案第 22 号

令和 8 年度松島町国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度松島町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 6 5 9, 0 7 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 8 年 3 月 3 日提出

松島町長 櫻 井 公 一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金	額
1 国民健康保険税			222,626
	1 国民健康保険税		222,626
2 使用料及び手数料			1
	1 手数料		1
3 国庫支出金			5,310
	1 国庫補助金		5,310
4 県支出金			1,256,960
	1 県補助金		1,256,960
5 財産収入			971
	1 財産運用収入		971
6 繰入金			171,811
	1 他会計繰入金		112,185
	2 基金繰入金		59,626
7 繰越金			1,000
	1 繰越金		1,000
8 諸収入			399
	1 延滞金、加算金及び過料等		252
	2 雑収入		147
歳入	合計		1,659,078

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		41,475
	1 総務管理費	33,741
	2 徴収費	7,434
	3 運営協議会費	300
2 保険給付費		1,227,587
	1 療養諸費	1,041,411
	2 高額療養費	181,154
	3 移送費	20
	4 出産育児諸費	3,502
	5 葬祭諸費	1,500
3 国民健康保険事業費納付金		338,916
	1 医療給付費分	225,923
	2 後期高齢者支援金等分	81,752
	3 介護納付金分	23,763
	4 子ども・子育て支援金分	7,478
4 保健事業費		21,785
	1 特定健康診査等事業費	12,194
	2 保健事業費	9,591
5 基金積立金		18,091
	1 基金積立金	18,091
6 諸支出金		1,224
	1 償還金及び還付加算金	1,222
	2 延滞金	1
	3 繰出金	1

款	項	金 額
7 予 備 費		1 0 , 0 0 0
	1 予 備 費	1 0 , 0 0 0
歲 出	合 計	1 , 6 5 9 , 0 7 8

松島町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 23 号

令和 8 年度松島町後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度松島町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 297,405 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 3 日提出

松島町長 櫻 井 公 一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		227,992
	1 後期高齢者医療保険料	227,992
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		69,200
	1 他会計繰入金	69,200
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		211
	1 延滞金、加算金及び過料等	1
	2 償還金及び還付加算金	210
歳入	合計	297,405

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金	額
1 総務費			4,235
	1 総務管理費		1,849
	2 徴収費		2,386
2 後期高齢者医療広域連合納付金			292,459
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		292,459
3 諸支出金			211
	1 償還金及び還付加算金		210
	2 繰出金		1
4 予備費			500
	1 予備費		500
歳出	合計		297,405

松島町介護保険特別会計予算

議案第24号

令和8年度松島町介護保険特別会計予算

令和8年度松島町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,123,832千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年3月3日提出

松島町長 櫻井公一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		389,285
	1 介 護 保 險 料	389,285
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		496,424
	1 国 庫 負 担 金	339,064
	2 国 庫 補 助 金	157,360
4 支 払 基 金 交 付 金		537,500
	1 支 払 基 金 交 付 金	537,500
5 県 支 出 金		306,751
	1 県 負 担 金	293,402
	2 県 補 助 金	13,348
	3 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
6 財 産 収 入		730
	1 財 産 運 用 収 入	730
7 繰 入 金		392,511
	1 他 会 計 繰 入 金	341,632
	2 基 金 繰 入 金	50,879
8 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
9 諸 収 入		530
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等	10
	2 町 預 金 利 子	1
	3 雑 収 入	519
歳 入	合 計	2,123,832

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		67,026
	1 総 務 管 理 費	67,026
2 保 険 給 付 費		1,946,052
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,841,092
	2 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 費	50,412
	3 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	53,239
	4 介 護 給 付 費 審 査 支 払 手 数 料	1,309
3 地 域 支 援 事 業 費		108,722
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	41,267
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	20,074
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	47,210
	4 そ の 他 諸 費	171
4 基 金 積 立 金		731
	1 基 金 積 立 金	731
5 諸 支 出 金		301
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	300
	2 繰 出 金	1
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	2,123,832

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
自動車リース	令和9年度から 令和10年度まで	千円 230

松島町介護サービス事業特別会計予算

議案第 25 号

令和 8 年度松島町介護サービス事業特別会計予算

令和 8 年度松島町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,314 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 8 年 3 月 3 日提出

松島町長 櫻 井 公 一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 サ - ビ ス 収 入		11,312
	1 予 防 給 付 費 収 入	11,312
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 町 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	11,314

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		10,782
	1 居宅介護支援事業費	10,782
2 諸支出金		532
	1 償還金	1
	2 繰出金	531
歳出	合計	11,314

松島町観瀾亭等特別会計予算

議案第 26 号

令和 8 年度松島町観瀾亭等特別会計予算

令和 8 年度松島町の観瀾亭等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 180,822 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 8 年 3 月 3 日提出

松島町長 櫻 井 公 一

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 観瀾亭収入		60,013
	1 事業収入	31,890
	2 繰入金	26,191
	3 財産収入	1,932
2 福浦橋収入		120,707
	1 事業収入	120,707
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		2
	1 町預金利子	1
	2 雑入	1
歳入	合計	180,822

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 観 瀾 亭 費		59,615
	1 事業管理費	59,615
2 福 浦 橋 費		118,552
	1 事業管理費	118,552
3 公 債 費		2,155
	1 公 債 費	2,155
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	180,822

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
入退場ゲートシステムリース	令和9年度から 令和13年度まで	千円 6,292
券売機リース	令和9年度	93

松島町水道事業会計予算

令和8年度松島町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度松島町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	5,762戸
(2) 年間総給水量	1,918,900 m ³
(3) 一日平均給水量	5,257 m ³
(4) 主要な建設改良事業 配水管布設替工事等	55,653千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			682,031千円
第1項 営業収益			666,145千円
第2項 営業外収益			15,884千円
第3項 特別利益			2千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			624,050千円
第1項 営業費用			585,163千円
第2項 営業外費用			33,886千円
第3項 特別損失			1千円
第4項 予備費			5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額131,720千円は、過年度分損益勘定留保資金131,720千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			1千円
第3項 負担金			1千円

支 出

第1款 資本的支出	131,721 千円
第1項 建設改良費	55,653 千円
第2項 企業債償還金	76,068 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電話交換機リース	令和9年度から令和12年度まで	90 千円
複写機リース	令和9年度から令和13年度まで	1,800 千円
二子屋浄水場外運転管理業務	令和9年度から令和13年度まで	375,000 千円
松島海岸配水池外直流電源装置更新工事	令和9年度	14,600 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 65,830 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,007千円と定める。

令和8年3月3日提出

松島町長 櫻 井 公 一

松島町下水道事業会計予算

令和8年度松島町下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度松島町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	4, 0 4 0 戸
(2) 年 間 有 収 水 量	1, 2 2 0, 0 0 0 m ³
(3) 主要な建設改良事業 建設改良工事等	1 0 7, 7 4 4 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息34, 073千円の財源にあてるため企業債3, 700千円を借り入れる。

収 入		
第1款 下水道事業収益		8 9 4, 0 2 2 千円
第1項 営 業 収 益		3 2 6, 6 4 7 千円
第2項 営 業 外 収 益		5 6 7, 3 7 4 千円
第3項 特 別 利 益		1 千円
支 出		
第1款 下水道事業費用		8 9 4, 0 2 2 千円
第1項 営 業 費 用		8 5 6, 5 2 3 千円
第2項 営 業 外 費 用		3 6, 9 9 8 千円
第3項 特 別 損 失		1 千円
第4項 予 備 費		5 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額123, 574千円は、当年度分損益勘定留保資金96, 816千円、繰越利益剰余金処分額26, 758千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		268,625千円
第1項	負担金		4,102千円
第2項	補助金		134,023千円
第4項	企業債		130,500千円
		支	出
第1款	資本的支出		392,199千円
第1項	建設改良費		107,744千円
第3項	企業債償還金		283,955千円
第6項	予備費		500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和8年度貸付水洗化改造資金利子補給金	令和9年度から令和13年度まで	290千円
令和8年度貸付水洗化改造資金損失補償	令和8年度から令和13年度まで	融資元本の最終償還期限後、約定に基づく期限を経過しても、なお元本及び延滞利子の全部または一部が回収されなかった場合における当該回収されなかった金額
松島浄化センター他自家用電気工作物保守点検業務	令和9年度から令和11年度まで	12,300千円
汚泥脱水ケーキ運搬業務	令和9年度	11,000千円
下水道使用料検討業務	令和9年度	1,430千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業債	55,500千円	普通貸借又は証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。
資本費平準化債	78,700千円			
合 計	134,200千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円とする。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用
- (2) 建設改良費、企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 32,470千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、118,505千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金のうち、26,758千円は次のとおり処分するものとする。

減債積立金 26,758千円

令和8年3月3日提出

松島町長 櫻井公一

